

議案第10号

大口町行政不服審査会条例の制定について

大口町行政不服審査会条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、審査請求に対する大口町の裁決の公正性等を諮問する第三者機関を設置するため、この条例を制定する必要があるからである。

大口町行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、町長の附属機関として、大口町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(組織)

第3条 審査会は、3名の委員で組織する。

- 2 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。
- 5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表地域交通推進会議委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	1回 5,900円	〃
-----------	-----------	---

附則関係

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
地域交通推進 会議委員	1回 5,900円	〃	地域交通推進 会議委員	1回 5,900円	〃
行政不服審査 会委員	1回 5,900円	〃			
固定資産評価 審査委員会委 員	1回 5,900円	〃	固定資産評価 審査委員会委 員	1回 5,900円	〃
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

制 定 要 旨

1 制定の趣旨

行政不服審査制度の公正性や利便性の向上の観点に基づき抜本的な見直しが行われ、全面改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されます。今回の改正により審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁の審理のみに委ねるのではなく、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈、審査庁の判断の適否等を審査する第三者機関を設置することとなったため、大口町においても「行政不服審査会」を設置します。

2 制定の概要

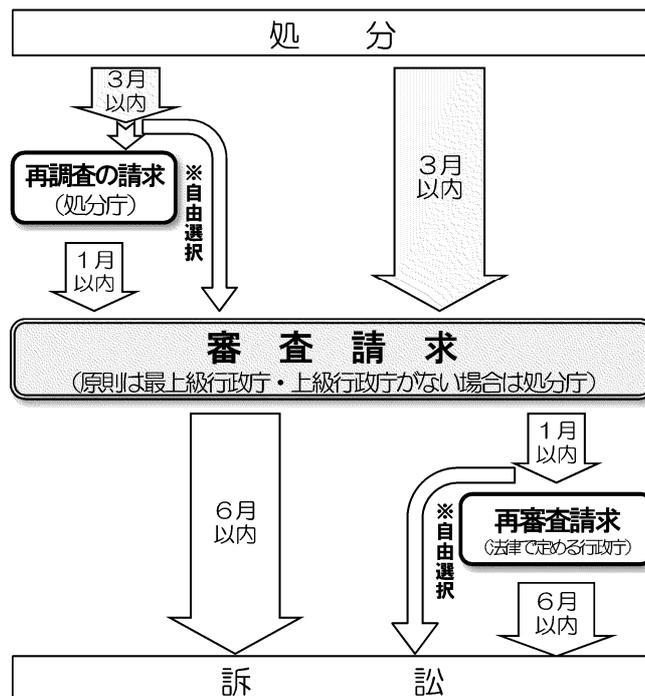
(1) 行政不服審査法の改正内容

① 不服申立て構造の見直し

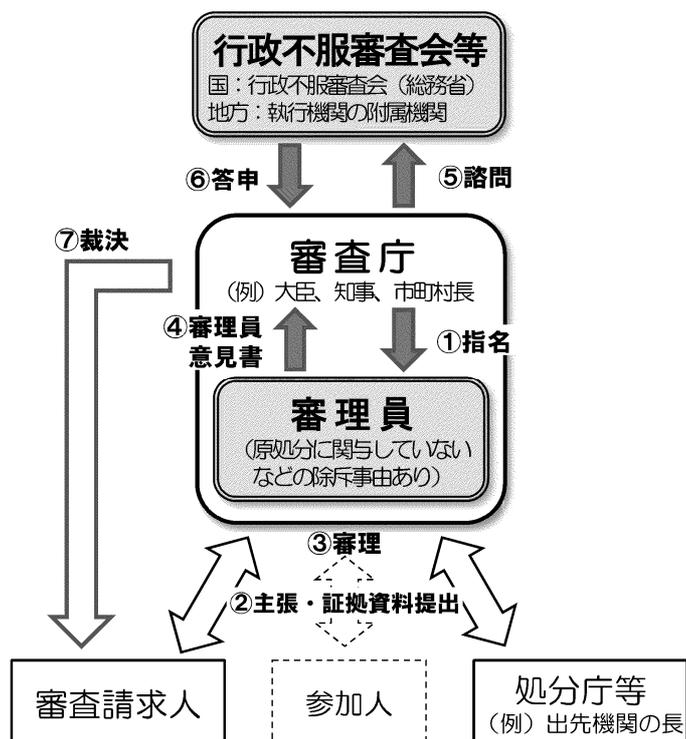
ア 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

(現行「異議申立て」及び「審査請求」)

イ 審査請求をすることができる期間を3か月に延長(現行60日)



② 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続を導入



(2) 条例で規定する内容

① 組織の構成

3名の委員で構成し、委員の任期は2年とします。

※ 委員は審査請求に対し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者を町長が委嘱します。

② 会議に関する事項

③ 委員の制限事項

④ 委員の報酬等

行政不服審査会委員を非常勤の特別職として位置付けるため、附則により大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正します。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。